

償却資産(固定資産税)申告の手引き 宇城市

—— 償却資産保有状況調査 ——

固定資産税の対象となる資産には、土地、家屋のほかに償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店等の経営や、農業、漁業等を営まれている方が、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品、船舶など)をいいます。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日(賦課期日)現在、宇城市内に所有している償却資産について申告していただくことになっております(地方税法第383条)。

地方税法第383条

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

目次

I 償却資産とは	P2 ~ P8
III 償却資産の評価方法	P9 ~ P16

☆償却資産の申告は、インターネットでもできます。詳しくは、エルタックスのホームページ <http://www.eltax.jp> をご覧ください。

I 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。)をいいます(地方税法第341条4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる機械・器具・備品、駐車場設備や賃貸住宅の外構工事等は償却資産となります。

1 申告の対象となる償却資産の範囲

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上のもの、あるいは取得価格が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの。
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても現に事業に使用しているもの。
- (3) 遊休資産、未稼働資産であっても、今後に使用可能なもの。
- (4) 資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ本体とは別に取り扱われます。
- (5) 貸し付けている資産については、その資産の利用状況に関係なく貸し主が申告することになります。
- (6) 所有権留保付割賦販売資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告することになります。
- (7) 税務会計上、土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象となります。
- (8) 家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの。
- (9) 国税に関する制度を適用した次ページ⑤中小企業特例は、償却資産として申告が必要です。

2 償却方法と取得価格による申告対象 (3ページの図参照)

固定資産税(償却資産)において申告対象とならない、いわゆる「少額資産」は

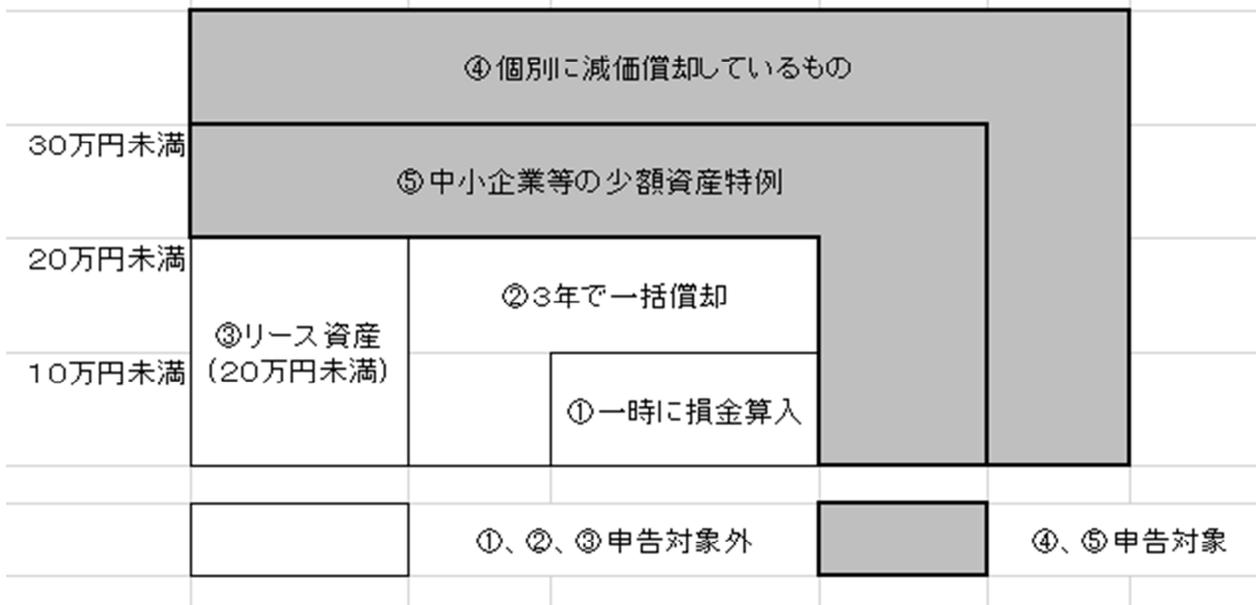
- ① 取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価格20万円未満のうち3年間で一括償却したもの
- ③ リース資産で取得価格が20万円未満のもの

当該リース資産の所有者で平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項及び所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満の資産は、地方税

法施行令第49条ただし書により申告対象外となっています。

少額資産のうち、

- ④ 個別に減価償却しているもの
- ⑤ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の対象となります。



3 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		固定資産税における主な償却資産
1 構築物	構築物	駐車場の舗装、庭園、門、塀、緑化施設、屋外給排水設備、屋外電気設備、外灯工事、外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	・建築設備のうち、受・変電設備工事、内装工事・厨房設備工事・内部造作等 ・家屋の賃借人が施した設備工事(内装等)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン・コンベア等の建設機械、農機具関係機械、太陽光発電設備等
3	船舶	客船、貨物船、釣船、ホバークラフト等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等(ナンバープレートの分類番号が0及び00～09、000～099、9、90～99及び900～999の車両) その他運搬車(自動車税、軽自動車税の課税の対象となるものを除く)、農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの

6	工具・器具 及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、娯楽機器、応接セット、冷蔵庫、レジスター、看板(ネオンサイン)、自動販売機、医療機器、理容及び美容機器等
---	---------------	---

4 申告対象となる主な償却資産(業種別)

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、応接セット、金庫、キャビネット、レジスター、自動販売機、舗装路面、看板(広告塔、ネオンサイン)、太陽光発電設備等
製造業	受・変電設備、金属製品製造加工機械、食品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス、圧縮機等
印刷業	製版機、印刷機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、発電機等
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫等
小売業	陳列棚、陳列ケース、自動販売機、冷凍冷蔵庫、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ器等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、機械等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受・変電設備、外構工事(門・塀・緑化施設等)、駐車場等の舗装等
駐車場業	受・変電設備、立体駐車場の機械設備(ターンテーブル等)、駐車場管理システム、舗装路面等
アパート経営業	受・変電設備、堀・フェンス、門、屋外電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、屋内の備付、電化製品等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
農業	耕作機械、ビニールハウス(簡易なもの)、園芸設備等
娯楽施設	パチンコ機、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設設備

5 留意点

誤りが多い事例は、次のようなものがあります。

●小型特殊自動車・・・軽自動車税対象

小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象ですので、償却資産の申告対象外となります。しかし、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

小型特殊自動車(乗用型の小型トラクター、コンバイン、田植機 等)を所有している方は、税務課市民税係にて手続きを行ってください。

なお、特殊自動車は構造・大きさ・最高速度で「小型」と「大型」に区分され、軽自動車税又は固定資産税(償却資産)の課税対象となります。詳しくは、次の表の通りです。

●大型特殊自動車・・・償却資産の課税対象

本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械として効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車輪等をもって陸上を移動することができるにすぎないものであるため、自動車税の課税対象ではなく固定資産税(償却資産)の課税対象になります。

大型特殊自動車(償却資産対象)と小型特殊自動車(軽自動車税対象)の区分表

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
		長さ	幅	高さ		
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	小型特殊自動車	非該当
	自動車大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	該当
	上記以外のもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
	最高速度35km/時未満のもの				大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	該当

◆上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件の一つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

◆上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

●太陽光発電設備

①設置者が個人、法人であるかを問わず、事業の用に供している場合（※発電出力に関わらない）

②設置者が個人で、発電出力が10Kw以上あり、全量売電の場合
上記いずれかに該当される方は、償却資産としての申告が毎年必要になります。

●償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と設備等の所有関係によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。

《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものについては、家屋として取り扱うため、償却資産の申告対象外となります。

《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人（テナント）等（※）が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告下さい。

※「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

例) エアコン

形状・種類		壁掛け型・据え置き型	天井埋め込み型
家屋と設備等の 所有関係	同じ	償却資産	家屋
	異なる	償却資産	償却資産

その他の具体的な例については、次ページの《家屋と償却資産の区分 早見表》をご覧ください。

《家屋と償却資産の区分 早見表》

※この表は、主な設備の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	避雷設備	設備一式	○				◎
火災報知設備	設備一式	○				◎	
盗難非常通報装置	設備一式	○				◎	
自動車管制装置	屋外設備一式			◎		◎	
	屋内設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
衛生設備	屋内の配管等	○				◎	
消火設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
空調設備	空調設備	消火栓設備、スプリンクラー設備	○			◎	
		ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
換気設備	換気設備	上記以外の設備	○			◎	
		特定の生産又は業務用設備			◎		◎
その他の設備等	運搬設備	上記以外の設備	○			◎	
		工場用ベルトコンベア			◎		◎
	厨房設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○				◎
		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
	洗濯設備	上記以外の設備	○				◎
洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備				◎		◎	
その他の設備等	上記以外の設備	○				◎	
外構工事	外構工事	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

6 国税との主な違い

項目	固定資産税	国税
圧縮記帳の制度(注 1)	認められません	認められます(法人税第 42 条等)
特別償却・割増償却	認められません	認められます (租税特別措置法第 3 章第 1 節等)
増加償却(注 2)	認められます	認められます
償却計算の時期	賦課期日(1 月 1 日)	事業年度末日
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価格の 100 分の 5 (取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価格(1 円)まで
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区別して評価する)	合算評価

(注 1)圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価格を記入ください。

(注 2)法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

Ⅱ 償却資産の評価方法

1 評価額の計算方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価格及び10ページ以降の財務省令の別表に基づく耐用年数をもとに評価します。評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$ $= \text{取得価格} \times \boxed{\text{A}}$	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$ $= \text{前年度評価額} \times \boxed{\text{B}}$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】 ※「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2) A	前年前取得 (1-r) B			前年中取得 (1-r/2) A	前年前取得 (1-r) B
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

《計算例》

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	評価額
ルームエアコン	令和5年5月	350,000円	6年	0.319	350,000円 × (1-0.319÷2) = 294,000円 (令和6年度評価額)
舗装路面	令和4年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1-0.142÷2) = 2,508,300円 (令和5年度評価額) 2,508,300円 × (1-0.142) = 2,152,121円 (前年度評価額) (令和6年度評価額)

※数値処理は、下線を計算して得た数値の小数点以下第4位を四捨五入しています。

財務省令 別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」 抜粋

建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13年
	その他のもの	15年
昇降機設備	エレベーター	17年
	エスカレーター	15年
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
店用簡易装備		3年
可動間仕切り	簡易なもの	3年
	その他のもの	15年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	10年

構 築 物

構造又は用途	細目	耐用年数
発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの(農山漁村電気導入促進法(昭和27年法律第358号)に基づき建設したものに限る。)	30年
	その他の水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る。)	57年
	汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)	41年
	送電用のもの	
	地中電線路	25年
	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	36年
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	50年
	鉄筋コンクリート柱	42年
	木柱	15年
	配電線	30年
	引込線	20年
添架電話線	30年	
地中電線路	25年	
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
	果樹棚又はホップ棚	14年
	その他のもの	17年
	主として金属造のもの(例 ビニールハウス)	14年
	主として木造のもの	5年
	土管を主としたもの	10年

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	その他のもの	8年
	水道用ダム	80年
	トンネル	75年
	橋	60年
	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50年
	乾ドック	45年
	サイロ	35年
	下水道、煙突及び焼却炉	35年
	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30年
	爆発物用防壁及び防油堤	25年
	造船台	24年
	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15年
	その他のもの	60年
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	やぐら及び用水池
サイロ		34年
岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう		30年
下水道、飼育場及びへい		15年
爆発物用防壁		13年
引湯管		10年
鉱業用廃石捨場		5年
その他のもの		40年
れんが造のもの	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及びトンネル	50年
	煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7年
	その他のもの	25年
その他のもの	40年	
石造のもの	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50年
	乾ドック	45年
	下水道、へい及び爆発物用防壁	35年
	その他のもの	50年
土造のもの	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道	40年
	上水道及び用水池	30年
	下水道	15年
	へい	20年
	爆発物用防壁及び防油堤	17年
	その他のもの	40年
金属造のもの	橋(はね上げ橋を除く。)	45年
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25年
	サイロ	22年
	送配管	
	鋳鉄製のもの	30年
	鋼鉄製のもの	15年
	ガス貯そう	
	液化ガス用のもの	10年

	その他のもの	20年
薬品貯そう		
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8年
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10年
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15年
水そう及び油そう		
	鑄鉄製のもの	25年
	鋼鉄製のもの	15年
浮きドック		
飼育場		
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール		
露天式立体駐車設備		
その他のもの		
合成樹脂造のもの		
木造のもの		
	橋、塔、やぐら及びドック	15年
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10年
	飼育場	7年
	その他のもの	15年

車両及び運搬具

構造又は用途	細目	耐用年数
特殊自動車(別表第2に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。)	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
	小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
	その他のもの	4年
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)	
	小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
	その他のもの	
	大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5年
	その他のもの	4年
	乗合自動車	5年
	自転車及びリヤカー	2年
被けん引車その他のもの	4年	
前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	
	小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	4年
	貨物自動車	
		4年
		5年
		5年
		6年
	二輪又は三輪自動車	3年
自転車	2年	
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車		

	金属製のもの	7年
	その他のもの	4年
	フォークリフト	4年
	トロッコ	
	金属製のもの	5年
	その他のもの	3年
	その他のもの	
	自走能力を有するもの	7年
	その他のもの	4年

工 具

構造又は用途	細 目	耐用年数
測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5年
治具及び取付工具		3年
ロール	金属圧延用のもの	4年
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3年
型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2年
	その他のもの	3年
切削工具		2年
金属製柱及びカップ		3年
活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2年
	自製活字及び活字に常用される金属	8年
前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13年
	その他のもの	3年

器具及び備品

構造又は用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	冷房用又は暖房用機器	6年
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6年
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のを除く。)	4年
	電子計算機	
	パーソナルコンピューター(サーバー用のを除く。)	4年
	その他のもの	5年
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5年
	その他の事務機器	5年
	テレタイプライター及びファクシミリ	5年
	インターホーン及び放送用設備	6年
	電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6年	
その他のもの	10年	
時計、試験機器及び測定機器	時計	10年
	度量衡器	5年
	試験又は測定機器	5年

容器及び金庫	ポンベ			
		溶接製のもの	6年	
		鍛造製のもの		8年
				10年
	ドラムかん、コンテナーその他の容器			
		大型コンテナー（長さが6メートル以上のものに限る。）		7年
		その他のもの		3年
				2年
	金庫			
		手さげ金庫	5年	
その他のもの		20年		
生物	植物			
		貸付業用のもの	2年	
		その他のもの	15年	
	動物			
		魚類	2年	
		鳥類	4年	
		その他のもの	8年	
前掲のもの以外のもの	シート及びロープ		2年	
	きのこ栽培用ほだ木		3年	
	漁具		3年	
	自動販売機（手動のものを含む。）		5年	
	無人駐車管理装置		5年	
	焼却炉		5年	
	その他のもの			
		主として金属製のもの		10年
		その他のもの		5年

別表第 2「機械及び装置の耐用年数表」 抜粋

設備の種類及び細目	耐用年数
<p>農業用設備</p> <p>(例)</p> <p>蚕種製造設備</p> <p>種苗花き園芸設備</p> <p>電動機</p> <p>内燃機関、ボイラー及びポンプ</p> <p>トラクター</p> <p>耕うん整地用機具</p> <p>耕土造成改良用機具</p> <p>栽培管理用機具</p> <p>防除用機具</p> <p>コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。)、稲わら収集機(自走式のものを除く。)及びわら処理カッター</p> <p>モータ、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く。)、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター(自走式のものを除く。)、ヘーベラー(自走式のものを除く。)、ヘーブレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー(連続式のものを除く。)、ヘーエレベーター、フォレージプロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機</p> <p>野菜洗浄機、清浄機及び掘取機</p> <p>その他の農作物収穫調製用機具</p> <p>い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機</p> <p>花蒔織機及び畳表織機</p> <p>自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜舎機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウントレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機</p> <p>条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし</p> <p>運搬用機具</p> <p>その他の機具</p>	7 年
<p>林業用設備</p> <p>(例)</p> <p>動力伐採機</p> <p>松脂その他樹脂の製造又は精製設備</p> <p>ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備</p> <p>造林又は伐木用機具</p> <p>自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機</p> <p>乾燥用バーナー</p> <p>その他のもの</p>	5 年
<p>漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)</p>	5 年
<p>水産養殖業用設備</p>	5 年

上記の表に掲載のない減価償却資産の耐用年数は、
右の二次元コードから確認してください。



減価償却資産の耐用年数等に関する省令
(昭和 40 年大蔵省令第十五号)

2 課税標準と税額

- (1) 課税標準は、賦課期日(1月1日)現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。
- (2) 税率は、1.4%です。
- (3) 課税標準額(各資産の合計額)が150万円未満の場合には、課税されません。
- (4) 残存額150万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので資産の多少にかかわらず申告してください。

3 納税通知書発送時期と納付について

◆法人、宇城市外の個人

→ 4月上旬に納税通知書発送。年税額は4回の納期(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただきます。納税通知書と一緒に4期分の納付書をまとめてお送りします。

◆宇城市内の個人

→ 6月上旬に納税通知書発送。年税額は10回の納期(6月～翌年3月)に分けて納めていただきます。納付書は、納期の各月上旬にお送りします。6月(1期)は、納税通知書と一緒にお送りします。

※口座振替の場合は、納期の月の26日に引き落としとなります。

償却資産への課税について
市ホームページ

